府令

○内閣府令第二十七号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のとおり改正する。

目次中「第五十二条・第五十三条」を「第五十二条―第五十六条」に、「第五十四条」を「第五十七条」に、「第五十五条・第五十六条」を「第五十八条・第五十九条」に改める。

第一条第五項中「二人」を「一人」に改める。

第三条に見出しとして「（監査室及び調査官）」を付し、同条第一項中「調査官」を「監査室及び調査官」に改め、同条第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　監査室は、内閣府の所掌に係る会計の監査に関する事務をつかさどる。

3　監査室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

第四条の見出し中「情報システム室」を「企画官」に改め、同条第一項中「情報システム室」を「企画官一人」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　企画官は、命を受けて、企画調整課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

第四条第五項を削る。

第八条第八項中「二十八人」を「二十六人」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

第十三条の見出し中「暴力対策推進室」の下に「並びに積極措置政策調整官」を加え、同条第一項中「暴力対策推進室」の下に「並びに積極措置政策調整官」を、「男女共同参画推進官」の下に「それぞれ」を加え、同条第四項中「（平成十一年法律第七十八号）」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　積極措置政策調整官は、命を受けて、推進課の所掌事務のうち男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第二条に規定する積極的改善措置に関するものの企画及び立案並びに調整を行う。

第五十六条を第五十九条とし、第五十五条を第五十八条とし、第五十四条を第五十七条とする。

第五十三条第七項中「二人」を「三人」に、「一人」を「二人」に改め、同条を第五十六条とし、第五十二条を第五十五条とし、第五十一条の次に次の三条を加える。

（企画官）

第五十二条　地方創生推進事務局に、企画官を置くことができる。

2　企画官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　企画官は、命を受けて、地方創生推進事務局の事務のうち特定事項の調査、企画及び立案に関する事務を行う。

第五十三条　知的財産戦略推進事務局に、企画官を置くことができる。

2　企画官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　企画官は、命を受けて、知的財産戦略推進事務局の事務のうち特定事項の調査、企画及び立案に関する事務を行う。

第五十四条　宇宙開発戦略推進事務局に、企画官を置く。

2　企画官は、命を受けて、宇宙開発戦略推進事務局の事務のうち特定事項の調査、企画及び立案に関する事務を行う。

3　企画官の定数は、併任の者を除き、二人とする。

附　則

この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十八号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十五条の規定に基づき、総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条から第二十四条まで　削除

第三十三条第二号中「掲げるもの」の下に「で、市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域をいう。）の区域又は同法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画（同法第四条第一項に規定する都市計画をいう。）が定められていない同法第四条第二項に規定する都市計画区域内の同法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域内においてのみ行われるもの」を加える。

別記様式第三の一（第十九条関係）から別記様式第三の七（第二十条関係）までを次のように改める。

別記様式第3の1（第19条関係）から別記様式第3の7（第20条関係）まで　削除

附　則

この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十八条から第二十条までの改正規定及び別記様式第三の一（第十九条関係）から別記様式第三の七（第二十条関係）までの改正規定は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　　号）の施行の日から施行する。

○内閣府令第二十九号

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十四条の二第一項、第二十三条第三項及び第二十四条第一項の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（令第十四条の二第一項の内閣府令で定める者）

第二十八条の二　令第十四条の二第一項の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　支給認定保護者に監護されていた者

二　支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（支給認定保護者に監護される者及び前号に掲げる者を除く。）